

令和2年第13回(6月)  
上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和2年6月1日(月)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 地下 図書室兼会議室
- 3 付議事項  
議案第110号 選挙人名簿の抹消について  
議案第111号 選挙人名簿の登録について  
議案第112号 各種請求を行うに必要な連署者数について  
議案第113号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について  
議案第114号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について  
議案第115号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
- 4 報告事項  
報告1 上越市議会議員一般選挙の選挙運動費用収支報告書の受付状況について  
報告2 上越市議会議員一般選挙の執行に係る意見・改善点等について  
報告3 専決処分した内容について
- 5 その他  
(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和元年度明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「あなたの一票 明るい未来の 第一歩」

三和中学校3年 金井 彩羽 さん

議案第 110 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 2 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 5 月 31 日 の間の	死亡者数 A	94	91	185
	転出者数 B	111	97	208
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		205	188	393

議案第 111 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 2 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 2 年 3 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,579	82,853	161,432
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	589	562	1,151
今回定時登録における新規登録者数 F	492	431	923
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	78,482	82,722	161,204

議案第 112 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 2 年 6 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	161,204 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,225 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,868 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	53,735 人

(6 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 113 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 2 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 2 年 3 月 1 日 から 令和 2 年 5 月 31 日 の間の	死亡者数 A	313 (1)	330 (0)	643 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	277 (3)	231 (1)	508 (1)
	職権消除者数 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) F	590 (4)	561 (1)	1,151 (5)	

注：表中「男」「女」「計」の( )の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 114 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 2 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 2 年 3 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,678 (99)	83,250 (397)	161,928 (496)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	590 (4)	561 (1)	1,151 (5)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	490 (1)	429 (0)	919 (1)
令和 2 年 6 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	78,578 (96)	83,118 (396)	161,696 (492)

注：表中「男」「女」「計」の( )の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 115 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 2 年 6 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	161,696 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,234 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	40,424 人

(6 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

## 報告1 上越市議会議員一般選挙の選挙運動費用収支報告書の受付状況について

上越市議会議員一般選挙にかかる選挙運動費用収支報告書が次のとおり提出されたので、その記載内容について誤記や記入漏れなどがいないか現在点検していることを報告する。

なお、点検が完了次第、告示により要旨を公表する予定である。

- 1 第1回報告書受付 令和2年5月11日（月）までに全対象者36人分を受付
- 2 第2回以降の受付 第1回報告後に収支のあったものを随時受付

※ 告示する選挙運動費用収支報告書の要旨は次回会議で報告予定

## 報告2 上越市議会議員一般の執行に係る意見・改善点等について

上越市議会議員一般の執行に係る意見・改善点等とその対応について、別紙1のとおり取りまとめたので報告する。

## 報告3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

### 1 告示

告示番号	告示日	件名
91	令和2年5月27日	令和2年第13回（6月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について